

第134号議案

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の(1)の表中

31,540円	45,470円	78,480円	12,000円
2,490円	3,610円	6,260円	930円
6,290円	9,070円	15,670円	2,380円
63,080円	90,950円	156,980円	24,030円
5,010円	7,250円	12,530円	1,890円
12,590円	18,170円	31,370円	4,780円

を

44,830円	51,240円	108,880円	12,810円
3,530円	4,040円	8,580円	1,010円
8,950円	10,240円	21,750円	2,560円
89,660円	102,480円	217,760円	25,620円
7,060円	8,080円	17,160円	2,020円
17,900円	20,480円	43,500円	5,120円

に改め、別表第5の2の表中

	休憩の場合	1サイト1回につき	250円
扇風機		1日1台につき	360円
ストーブ		1日1個につき	1,780円
テープレコーダー		1日1台につき	490円
防球ネット		1日1台につき	490円
バッティングティー		1日1台につき	490円

バッティングケージ	1日1台につき	490円
-----------	---------	------

を

	休憩の場合	1サイト1回につき	250円
--	-------	-----------	------

に、

冷暖房設備（専用利用の場合に限る。）	メインアリーナ	1時間につき	13,940円
	サブアリーナ	1時間につき	1,530円
	小体育室	1時間につき	200円
	トレーニング室	1時間につき	340円
	多目的室	1時間につき	450円
	控室	1時間につき	90円

を

冷暖房設備	野球場	本部席等	1時間につき	240円
		更衣室等	1時間につき	150円
		会議室1又は会議室2	1時間につき	60円
冷暖房設備（専用利用の場合に限る。）	体育館	メインアリーナ	1時間につき	13,940円
		サブアリーナ	1時間につき	1,530円
		小体育室	1時間につき	200円
		トレーニング室	1時間につき	340円
		多目的室	1時間につき	450円
		控室	1時間につき	90円

に改め、同表の備考に次のように加える。

3 本部席等とは、本部席、第2本部席、放送室、記録室、医務室、記者

室、審判員室、審判員休憩室及び事務室をいう。

4 更衣室等とは、更衣室 1、更衣室 2、控室 1 及び控室 2 をいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。